

漁業経済学会 短 信

シンポジウム「『資源管理型漁業』の現代的意義」について

コーディネーター 加瀬 和 俊

今年の大会シンポジウムは、「資源管理型漁業」を議論の対象とすることになった。このテーマを設定する意味と予定している論点・分析視角等について、私見を述べ、コーディネーターとしての責を果たしたい。

昨年・一昨年の大会シンポジウムは、「200海里問題」をテーマとして、国際的規制の下における沖合・遠洋漁業の現状に焦点を当てた。

そこでは、今日の国際漁業秩序の下で、日本の遠洋漁業資本がどのような対応を図っているのか、それによって日本の水産業のあり方がどのように改変されつつあるのかが報告され討論された。

今年は、一転して、漁業の国内問題、特に沿岸漁業を中心とする問題を主たる分析対象とするが、その問題を「資源管理型漁業」という視点から検討しようというわけである。200海里体制の下で、沿岸漁業の比重は相対的には高まらざるを得ないが、産業特性から見ても産業組織から見ても計画生産の困難な沿岸漁業が、この状況にどのように応えようとしているのか、論議されなければならないだろう。もっとも、「資源管理型漁業」は沿岸漁業だけの問題ではなく、論点によっては沖合・遠洋漁業が関連することもあり得る。今回は、こうした分析領域の限定についてはかなりルーズに考えており、沿岸採捕漁業を主たる対象としつつも、論点において必要がある限り、沿岸漁業以外にも、さらには養殖業も含むものとして、幅広く議論するつもりである。

このテーマについて論議する際には、先年のシンポジウム・テーマとされた「漁場利用の経済的諸問題」の成果や、各地の豊富な事例紹介

目	次
シンポジウム「『資源管理型漁業』の現代的意義」について	加瀬和俊…………… 1
調査ノート余滴	秋山博一…………… 4
事務局報告……………	6
○在京理事会報告(12月15日)……………	6
○第35回大会への一般報告者の募集……………	7
○寄贈文献の紹介……………	7
○ボーナスカンパの報告……………	7
○新入会員の紹介……………	8
○著作権に関する記事の掲載について…	8
「塩祝申そう」へのお誘い	中村史也…………… 9

が、検討のための素材として提供されている。こうした素材を参考にしながら、本年のシンポジウムの意図と各報告の守備範囲について、若干の構想を示しておきたい。もっとも、以下に述べる内容は、報告予定者と十分に相談した上での結論ではなく、コーディネーターとしての私見であることをお断りしておかなければならない。

まず、テーマ全体に関わる分析の視点として以下の諸点に留意したい。

第一に、このテーマを検討するためのスタンスのとり方は、あくまでも沿岸漁業の経済分析という姿勢である。個別経営体間の先取り競争の下では、漁業管理・資源管理が期待通りに進展しないことをもって、「資源管理型漁業」の実現困難を主張することは容易であるが、ここでは、そうした方向において、この流れを批判することが意図されているのではない。また逆に、資源管理の努力を育成・普及しようとしている系統団体等の運動の一翼を担うために、あるべき努力の方向について何らかの提言をしようとするものでもない。意図されている内容は、冷静な経済学を目をもって、「資源管理型漁業」の論理と実態を把握し、旧来の沿岸漁業の生産構造・政策方向と対比して、それがいかなる意味で現段階の特性を反映しているのかを把握、今後の沿岸漁業の展開にとって、それがどのような意義を持ち得るのかについて、明瞭にすることである。それゆえ、今日の「資源管理」の事例についても、昔から存在していた地先資源管理と同質であるとは見たり、行政による漁業調整と同断であるとするのではなく、まずそれが、行政からは離れて漁業者自体の納得にもとづいて、新しい分野に管理対象を広げていこうとしている点を肯定的に確認することとしたい。

第二に「資源管理型漁業」の事例の多くが、必ずしも「資源管理」を含むものではなく、漁獲競争規制による経営改善努力であることはよく知られている。検討の対象としての「資源管理型漁業」は、沿岸漁業の経済的性格を把握するためのものである以上、当然にそうした漁獲

競争規制を含むものであり、その内容は、経営管理・操業管理ないし漁業管理と呼称すべきものである。これを敢えて「資源管理型漁業」と言うのは、漁業における経営体相互間の規制・管理を一般論的にではなく、現段階の性格に重点を置いて（したがって一種の流行語を象徴的なタームとして採用して）把握するための便法以上の意味は有していない。それゆえ、生物学的な視点からの資源管理論とは検討対象の性格が異なっていることは当然であり、議論の重点は漁業経営体間の競争制限のための社会的・経済的条件やその機能・影響の分析等に置かれるべきであろう。そこでは、漁業の産業的特質に由来する競争制限と、自営業・中小企業一般に共通する競争制限とが、関連付けられつつ論議されることになるだろう。

第三に、資源管理・操業管理の必要性についての認識もその実践事例も古来から存在しているが、ここではそうした先例も含めた資源管理の一般論を展開するのではなく、その現段階における固有の歴史性に着目したい。換言すれば、今日の漁村の抱えている諸問題との関連において、「資源管理型漁業」の意味が検討されるべきであると思われるのである。たとえば、水産物輸入の増加による市場条件の変化、戦後沿岸漁業の最大の担い手であった昭和一桁世代の引退年齢到達による「構造改善」の予測、金融政策による近代化投資の一巡の下での沿岸漁業政策の実質的後退、といった今日的な諸事情が、沿岸漁業者の経営と志向をどのように規定し、それが「資源管理」の提唱・実践とどのように関連しているのかについて注意が払われるべきであろう。

続いて、報告者とその論題を紹介しながら、予定されている諸論点の配置関係等について述べておきたい。

第一に、採捕漁業における生産の基本的性格＝先取り競争との関連で、「資源管理型漁業」がどのような位置を占め、どのような意味を有しているのか、その可能性と限界についてどのような評価をすべきであるのかが総論的に論じ

られなければならない。これは、長谷川彰氏「漁業の産業的特性と資源管理型漁業」が主として担当する。ここでは、「資源管理型漁業」の事例とされる各種の実践が、その経済的意味に即して類型化され、それぞれの試みが漁業生産力の基本的性格をどのように改変しているのかが、あわせて吟味されることになる。

第二に、沿岸漁業の生産・経営の現段階的特徴が、現時点に特有な「資源管理型漁業」の展開・提唱とどのように関連しているのかについてであり、平沢豊氏「沿岸漁業の構造変化と資源管理型漁業」が、主としてこの点を担当する。漁業生産において資源問題の重要性や操業規制の必要性については一貫して認識されていたにも関わらず、それを望ましい状況に操作・管理しようとする方向が、特定資源についてではなく、漁業の存続を支える基本的条件として認識されるようになったのは、漸く近年においてである。この根拠は、沿岸漁業の現段階的特質に求められるであろうが、この点の検討によって、「資源管理型漁業」の見通しと沿岸漁業構造の今後の変化とが、相互规定的に推移する関係を明らかにすることにつながるであろう。

第三に、漁場・資源をめぐる競争を規制し管理する主体の性格は、管理の内容、成否の決定的条件となるから、管理主体の性格が分析されなければならない。近年において「資源管理型漁業」が注目されるに至った一つの根拠は、漁業者集団自体による漁業管理・資源管理の実情が広く知られるようになったためであり、それによって、外部の経済状況の変化や政策のあり方によってではなく、漁業者集団の独自の努力によって、沿岸漁業の構造変化を図っていく可能性が、実感を持って認識されるに至ったためである。もちろん、「漁業者」は一樣の存在ではなく、操業をめぐる相互に協調と対立をはらんだ存在であるから、漁業者集団＝管理主体の意思は個々の漁業者の意思とは少なからぬズレが避けられない。このズレは現実にはどのような内容であり、どのように処理され、それが

またどのような新しい問題群を生みだすことになるのであろうか。そこで、管理主体の性格に即して、管理の可能性と限界を検討しようとするものが、山本辰義氏「資源管理型漁業における漁協の役割」である。

第四に、沿岸漁業政策全体との関連で、「資源管理型漁業」の評価を確定する必要がある。これが、増田洋氏「沿岸漁業政策の推移と資源管理型漁業」の論点である。「資源管理型漁業」は一面において漁業者集団自体によって展開されている側面を有していると同時に、他面においては、沿岸漁業政策の中で認知・推奨されていることも確である。そうであるとすれば、漁業政策の中で、それがどのような位置を占め、本来の漁業政策とどのような補完関係にあるのかを検討することは、沿岸漁業政策の評価に際しても、沿岸漁業の生産構造把握にとっても重要論点をなすであろう。

以上のように、4人の報告者によって、「資源管理型漁業」をめぐる諸論点を提示していただいた上で、今後の沿岸漁業の進路を念頭に置きつつ、論議を深めて行きたい。

報告者は、主として「資源管理型漁業」を肯定的に評価し、系統運動としてのその展開において、一定の推進役を担って来られた方が多くなった。とはいえ、そうした方々の場合にも、運動それ自体に対する実践的な提起ではなく、そうした実践に期待をこめ、可能性を認めている判断の根拠について、各人の漁業経済学総論、ないし沿岸漁業総論、その現状判断等に即して提示していただくことが期待される。「資源管理型漁業」論は単なる願望の表明であり、政策的空白期における一時のあだ花に過ぎないとする論者も少なくないが、そうした総括的結論同士の表明に終わってしまうことなく、いずれの立場をとるにしても、「資源管理」を一つの切り口として、沿岸漁業の現段階的特性の一端に迫ることが求められている。フロアからの発言も、沿岸漁業の現状把握と関連した積極的な論点提起をお願いしたい。

調査ノート余滴

秋 山 博 一

'87.8月に五島列島若松島に行ったときのことで。若松のハマチ養殖は、19トンのまき網船（モジャコ採取用）、自動造粒機（ペレット製造用）を装置した5トン前後の漁船1隻、船外機船2隻、半径7.5×深さ4~5メートルの金網式蓄養施設8~10台の基本設備を持ち、家族1雇用3~4人の労働力、水揚げ1億円余。どう見ても資本的企業である。どうすれば利潤を追求し、拡大再生産へとしゃにむに突っ走っていくのが、経済学の教える所である。だが事態はそうに進んではいない。漁協では、従来より、養殖漁場の老化が進んでいるので、施設の台数を制限しており、その制限を確実にするため、餌料の配給制度をとっていた。配給量を規模や経験年数を参考にして7階級に分けていたが、本年より養殖規模2万尾と17千尾の2階級に改正した。漁協長は、養殖業者全員の公平性を強調していた。

こんなことは、何処でも見られることで、不思議でも何でもない、気に掛けずにいたのだが、資本家である養殖業者が、競争を禁止するような施設の制限や、経営規模の平等化を進めるような政策に同意するのは、経済学の教えに反することではないかと、ふと考えた。そこで漁協長に反対はなかったかと、しつこく聞いたが、彼は何故そんなことを聞くのかと、怪訝な顔付きをしていた。勿論どんな制限があろうと、資本はそれを乗り越えて進むのであって、ここ若松でも、佐世保市の養殖業者が進出して、3台の台数の割り当てを受けていた。問題はこの資本の進出でなく、資本による制度の乗り切りも決して十分ではないところにある。そのへんの所が明らかになると、漁協長の示した怪訝な顔つきの意味も了解出来るのではないかと思った。これは資本の論理や制度論によって分かる代物ではない。

いまの組合員が全員で共有している漁場があるとする（漁協有漁業権）。その利用についての経済学的解釈は、A、Bの所有者は平等の立場で漁場を利用し、競争は制限されていない。したがってA、B合計では限界生産の水準でも、競争の結果、Aの新規投資によってBの収益が落ち、ついにはAが独占するに至る。しかしもし、Aだけで所有していれば、地代表式の教えるとおりの限界生産の水準で投資を止めるであろうということである。これが資本の論理である。

また制度論的には、漁場（漁業権）は漁協が所有しており、相互に入会って操業するので、混乱・紛争の事態に至らないように、漁協が各種の制限統制を行なう。これが従来の見解であったと思う。問題は逆に、資本の論理を妨げるような制限統制が何故できるのかにある。小生産者が圧倒的に多いからというが、しかし小生産といえども、資本主義の環境のなかでは、資本の法則に従属するはずである。こうして、制度論的にも、何か曖昧さが残って、すっきりと理解出来ないこととなる。

漁協長は公平性を強調していたが、この公平性があまり問題なく受け入れられているのも分らないところである。そこで思い出すが、資本家的漁業においても、たとえば奈良尾、生月のようにほぼ同一規模のまき網船団、枕崎、焼津のようなほぼ同一規模のカツオ船というように、船型も経営規模も何故に揃ってしまうのだろう。制度的規制があつて、許可の上限が押さえられているからというが、そうしたことが資本家的漁業に対してなぜできるのだろう。そもそも漁業制度（許可・漁業権）のような漁業資本主義の発展を全面的に規制し得る制度がわが国に存続し得たのは何故か。戦後改革で浮魚を撤廃した筈なのに、何時の間にか地方許可に編成されてしまったり、或いは最初からそうなる

ことを前提にして撤廃がおこなわれたりしたのは何故か。しかもこうした問題は資源問題から起きているのではなく（皆無とは言えないが）漁業調整として行われていることは周知のとおりである。

* * *

このように考えてくると、漁村に存在する伝習、慣習について考えざるを得なくなる。ここで漁村とは、字、区、組等の領域。漁業では旧地先専用漁業権の行使単位。共同漁業権でも同じだが、漁業権漁場内を幾つかに区切り、その区切った海面を地先とする地域（即ちムラ）が行使単位となっているのが、通例である。

こうしたムラ（自然村）は自然に人格的団体を形成し歴史的に発育させてきたもの、それは自律的存在者で発展し成長する精神であり行動原理である。といった定義を神がかりと、否定したことや、ムラの閉鎖性を進歩の敵としたことを、もうすこし慎重に取り扱う必要があったのではないかと反省している。しかし、いまでも、ムラは自己完結性の強い意欲を持つ、などと言われると、だから市民的自我が育たないのだ、というより自己完結性＝家父長制家族＝八紘一宇を思い出して、敵対的概念として反対したい気分になる。しかし、浜掃除・溝浚え・口開け・口止めなどの村つとめ、ユイ、モヤイ、古くは契約講、頼母子講などの講や若者組・宿、今では冠婚葬祭・盆暮れの挨拶・贈答関係などの村つきあい、とくに海難救恤などの相互扶助などをみると、確かにムラは自分達のことは自分達ですという強い伝統・慣習をもっている。祭りなどでは、漁止めになり、出漁中の船も帰って来る。こうした村つとめや村つきあいを守らないと、村八分にならないまでも、とやかく何時迄も指弾されることは、昔とあまり変わってないようだ。

こうした強い自己完結性は、ムラを構成する漁民をどのように教育していくのか、また自己完結性は海との関係でどう現われてくるのか。

第一は平等性および平準化作用である。浜掃除等では漁協長であろうと議員（町村会）さん

であろうと1人は出さねばならない、祭りなどの漁止め等も例外は許されない。すべて平等である。挨拶・贈答関係では「人並み」が、強くムラ人を支配している。これには強い保守性がまわりつくが、出過ぎたことはしない、させない平準化作用がある。この平準化作用が、平等性と結付くので、ムラには直接民主制ともいふべきものが、刻印されることとなる。

第二は、統合化作用である。なにかの行事があるたび、ムラは寄り合いを開く。ここでは全員一致が原則である。最近では漁協の部落懇談会に再編されている。勿論、前記の平準化作用自体も統合化作用があるので、両作用を明確に区別できない。

漁民の集落は町場を形成し軒を並べているので、面接関係は日常的に、と言うより時間毎におこなわれている。この故に、平準化・統合化作用は極めて強く、共同経営や漁協の組織運営の場に於いても、団結の強さ（逆に排外性の強さに転化する）、平等性の強さとなって現われて来る。

ここで付け加えれば、村つとめや村つきあい、一言でいえば共同体規制は変質・解体されてきているが、同時に漁協の組織運営や教育委員会等に属するクラブ・ホームなどに再編成されていることに、注意する必要がある。

この自己完結性は、海との関係においては、海と一体となって恒常性・統一性を保とうという動きとなる。いうまでもなく、海（水産資源を含む）の状況が変わると、漁業というパイプを通じて、漁村に供給されるエネルギー量、質、形態が変わるので、漁村も変らざるを得ない。逆に漁村が変わると、海に加えられるエネルギー量、質、形態が変わる。つまり漁村は海との関係において、絶えず恒常性、統一性を保とうとする。それは、生物が外界の環境の変化に素早く対応すべく、自己を管理し、外界と調整していくのに似ている。このための動きが（当然ながら組織だった動きとなる）、漁業権管理、漁業管理、漁業調整と言われている自己管理調整行動である。資源管理型漁業といわれて紹介

されている事例の多くはこれにあたる。そしてその事例が多様であるのも、海の条件と漁村の立地条件との組み合わせが多様だからに他ならない。

* * *

小生産者について、もう一度考えてみたい。抽象的な合理的経済人としてでなく、具体的な漁民として。

小生産者には、二つの性格がある。1つは、前記したように資本家の卵であって、絶えず拡大再生産を指向し、他人をけ落とし、吸収して、自分は残ろう、大きくなろう、とするものである。二つは、しかしムラの一員として共同の漁場を相互に入り会って利用するためには、独り勝手に利用するわけにはいかぬ。でないと村八分にされる。定置網漁業のような大きな漁業の場合は、資本が足りない、失敗すると犠牲が大きいのというせいもあるが、漁利を独り占めすることは出来ないで、共同経営という次第となる。要するに、わが国の漁業小生産者は卵のような資本家でもあるが、隣近所の人と共に生活し、漁労していかなければならないムラ人でもあるのだ。

従って、沿岸の小生産漁民から一人抜け出して資本主義的漁業者に上昇していくことは、至難の技である。隣近所の人々とともにあい携えて資本家になるか、故郷を捨てて別の地に移動するしかない。そして一度資本家となると、激しい漁獲競争へと突っ走っていく。彼等も嘗ってはムラ人であるか、その習俗をうけついでいる故に、各種の制限制約を受け入れ、だが資本の論理にしたがい、制限の上限一ぱいに資本を投下し、あの手この手で制限制約を乗り越えて漁場を拡大し、特殊の場合には違反操業までする。

* * *

漁協長の怪訝な顔つきから、日本資本主義漁業の発達という大それたところまで来てしまったが、ムラの自己完結性を仮定すると、わが国の漁業の特質ともいうべきものが、案外よく見えてくるのではないか。まだ思い付き程度に過ぎないが、参考までに述べた。

最後に、自己完結性という用語は、精神主義的に聞こえるので、自己完結性を作り上げていくムラ人の行為に注目して、つきあい・統合の行為をキーワードとしたい。

事 務 局 報 告

学 会 事 務 局

● 在京理事会報告（12月15日）

・ シンポジウムの準備

基本テーマを「『資源管理型漁業』の現代的意義」とすることとなったが、コーディネーター及びスピーカーが決まらず、東京水産大学の中井昭、長谷川彰、加瀬和俊の三氏で内容等の詰めを行うことになった。

* その後、三者の話し合いの結果、コーディネーターと司会を加瀬和俊氏（東京水産大学）に、スピーカーとして長谷川彰氏（東京水産大学）、平沢豊氏（東京水産大学）、山本辰義氏（漁協経営センター）、増田洋氏

（北海道大学）が決まりました。

= 演題と報告者 =

- ・ 漁業の産業的特性と資源管理型漁業
長谷川 彰氏（東京水産大学）
- ・ 沿岸漁業の構造変化と資源管理型漁業
平沢 豊氏（東京水産大学）
- ・ 資源管理型漁業における漁協の役割
山本 辰義氏（漁協経営センター）
- ・ 沿岸漁業政策の水位と資源管理型漁業
増田 洋氏（北海道大学）
- ・ 司会 加瀬 和俊氏（東京水産大学）

1. 投稿原稿を2部から3部に(規定8)
2. 抜き刷りの無料配布部数30部から20部に(規定7)

● 学会誌執筆要領の改正について(改正点)

1. 図表の番号は、図-1, 表-1とせず、図1, 表2とする(要領8)

● 学会誌編集委員会より、昨年末の11月に会員の皆様に対して行いました「研究テーマ及び学会誌への投稿予定についてのアンケート」に多数回答を頂き、ありがとうございました。編集委員会といたしましては、アンケートを参考に、鋭意、学会誌の定期的な発刊と、内容の充実に向けて参りたいと考えています。

● 学会誌投稿規定の改正について(改正点)

● 投稿論文の受理及び掲載の可否について
今まで編集委員会からは連絡を行っていませんでしたが、今後、投稿者に葉書にて連絡することになりました。(編集委員会)

● 第35回大会への一般報告の募集!

第34回大会は、東京水産大学で5月28, 29日の両日開催することで準備が進められています。つきましては、一般報告の募集をしています。テーマが決まり次第学会事務局までにご一報下さい。

会員各位の多数の募集を期待しています。

● 寄贈文献の紹介

* 学会事務局に、次の文献が寄贈されました。お礼とともに報告します。

文 献 名	著 者 名	寄 贈 者
あざらし戦争 FAO - the first 40years - Marine Small-scale fisheries of the Maldive Marine Small-scale Fisheries of Indonesia Directory of Marine Fisheries Treinig and Education Institutions in Countries Bordeing the Bay of Bengal Acurrent bibliography of southeast asian agricultural literature 南西海区水産研究所研究報告第21号 各国の資源・エネルギー事情	ジャニス・S・ヘンケ FAO FAO FAO FAO Agricultural Inform- ation Bank for Asia 関西大学経済政治研究 所資源・エネルギー問 題研究班 大津昭一郎	日本捕鯨協会 FAO協会 FAO協会 FAO協会 FAO協会 FAO協会 南西海区水研 関西大学経済政治研究 所(柿本典昭, 河野通 博両氏の執筆) 大津昭一郎
新島本島における水産加工業振興対策と 共同施設団地形成事業 海扇(ばたて)の道 日韓合同学術調査報告 第5輯一京都府与謝郡伊根町一	境一郎 日韓漁村社会経済共同 研究	境一郎 益田庄三

● ボーナスカンパの報告

過日、昭和62年度ボーナスカンパを行いました。会員各位のご協力により所期の目的を達成しました。ここに報告いたします。

募金総額 215,000円
募金者数 49名
募金者氏名(順不同 敬称略)

岡 伯 明	平 沢 豊
大 崎 晃	中 井 昭
長谷川 彰	倉 田 亨
中 橋 興	近 藤 康 男
蔭 山 純 由	安 保 史 人
条 半 吾	八 木 庸 夫
浜 崎 礼 三	高 橋 泰 彦
河 野 通 博	服 部 昭
相 沢 昂	加 瀬 和 俊
岩 山 裕 史	赤 井 雄 次
峰 川 光 生	野 島 直 人
池 松 政 人	

・ご協力ありがとうございました。

なお、会費かボーナス・カンパかの明記のなかった方については、会費の納入状況と照らしあわせて判断させて頂きました。この関係で、あるいは募金をされた方でもお名前の載っていない方、また、会費を納入したつもりで募金者とされている方がおられるかも知れません。その際は、事務局までお知らせ下さい。

三 浦 一 世	岩 崎 京 至
鶴 田 正 裕	益 田 庄 三
清 光 照 夫	広 廣 勝 治
田 中 史 朗	山 本 辰 義
秋 谷 重 男	高 橋 清 隆
二野瓶 徳 夫	山 本 忠
小 熊 辰 雄	岩 田 久 好
岩 崎 寿 男	黒 沼 吉 弘
大 島 襄 二	志 村 賢 男
片 岡 千 賀 之	岩 切 成 郎
榎 彰 徳	増 井 好 男
柿 本 典 昭	浜 田 英 嗣
宮 崎 隆 志	米 田 一 二 三

● 新入会員の紹介(敬称略、順不同)

遠 藤 陳 由	法政大学大学院
神 尾 新	国士館大学学生
若 林 良 和	仏教大学
佐久間 義 明	筑波大学大学院
河 井 智 康	東海区水産研究所
大 森 正 之	慶応義塾大学大学院
上 村 陽 子	食品需給研究センター
古 田 悦 造	東京学芸大学

● 著作権に関する記事の掲載について

著作権の集中的処理機構設立準備委員会より当学会に「著作権の集中的処理と学協会」の記事掲載の依頼がありましたので、全文の縮小コピーを掲載します。

著作権の集中的処理と学協会

著作権の集中的処理機構 設立準備委員会

自然科学系学協会のみならず、人文・社会科学系学協会にも呼びかけて、著作権に関する啓蒙のための説明会等を開催してまいりました。

その後、日本工学会では社団法人日本書籍出版協会と昭和60年から共同歩調をとり、同61年12月には関係団体に呼びかけて著作権の集中的処理機構に関する懇談会を設け、さらに本年4月からは、同懇談会を発展的に「著作権の集中的処理機構設立準備委員会」とし、現在同機構の設立に向かって鋭意作業を進めていると

1. 学協会と著作権

学術著作物の著作権の問題、特に複写の問題について、最近国内でも、著作権を集中的に管理する集中的権利処理機構設立の必要性が認識され始めました。学協会の中では、理工系学協会の連合組織である社団法人日本工学会は昭和48年頃から著作権問題を取り上げ、昭和55年には著作権問題検討委員会を設け、著作権問題の具体的な検討を進めると同時に、再三にわたって、

ころです。

こうした最近の動きをより理解していただくため、この記事をまとめてみました。

2. 問題の所在

著作物の複写問題は、複写機器の近年における著しい発達・普及によって、著作物が無許諾で複写される機会が多くなり、著作権者・出版者の経済的利益が不当に脅かされているところに生じている。

文化庁の著作権審議会第4小委員会は、この複写問題を審議し、昭和51年にまとめた報告書で、集中的権利処理方式の採用を提言するとともに、その準備として著作物を複写する権利を、学協会等の出版者に譲渡するか（権利の行使を）委任することを勧告している。これを契機として、著作権への関心が高まり、著作権を学協会に譲渡ないし委任する投稿規程を設けた学協会が増えてきた。しかし一方では、まだ著作権に対する関心が低い学協会も少なくない。

3. なぜ著作権の集中的処理が必要か

(1) 海外の事情

最近における各国の著作権法改正によって、著作権の保護は先進国ではほぼ同一の水準に達している。このような中でアメリカ合衆国では *Copyright Clearance Center* (CCC) が設立され、国内外の

学術雑誌等について、著作権の保護を図るとともに、複写による利用の促進を図るため、集中的な権利処理を行っており、西ドイツでは、著作権の管理団体ヴォルトが当面国内学術雑誌等について、複写に関する集中的権利処理（以下集中的処理という）を行っている。その他の先進諸国でも、同様の処理を行っているか、あるいは目下検討中というところが多い。ベルヌ条約および万国著作権条約に加入しているわが国としては、著作権の保護に関し条約上の義務があり、複写問題についても、各国と同様な努力をすべき立場にある。

(2) 学術雑誌等の複写における著作権法違反の現状

各国における著作物複写の集中的処理の重点が学術雑誌におかれている実情は、学術雑誌が最も広く複写の対象となっているためと考えられる。

わが国の大学、企業研究所の複写状況の抜取り調査でも、学術雑誌の複写が多く、とくに外国誌が過半を占めていることに注目する必要がある。

学術誌についていえば、企業内複写、学術研究機関の内部利用のための複写、コピー業者による複写等いずれも明らかな著作権違反であるのに、個別に著作権者の許諾を得ることが煩雑であり、実際上不可能なことから、放置されたままになっているというのが現状である。

(3) 集中的権利処理機構の役割

前期の第4小委員会報告書の勧告に基づき、文化庁に設けられた「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議」の報告書（昭和59年4月発表）では、著作物の複写について、集中的権利処理機構の設立を、著作権者・出版者に呼びかけている。さらに最近の著作権法改正によって、私的な目的であっても、コピー業者の機器を利用して複写した場合、複製をした者もコピー業者も罰せられることになった。（もともと複写による複製については、集中的処理機構が設立されてから適用される。）複写が適法にかつ円滑に行われるためには、わが国においても、早期に集中的処理機構が設立されることが必要となっている。

4. 学協会の役割

学術関係の著作者には、学術論文はなるべく広く利用されることが望ましいので、複写を自由にすべきであるとの意見もあり、また研究者は、自己の論文が複写されるより、他の人の論文を複写する方が多いという面から、複写の著作権的処理を好まない傾向もある。しかし、情報化社会と呼ばれる今日、著作権の保護を基本としつつ、著作物の複写等の利用を円滑に進めるためには、集中的処理方式を採用するのが最適と、国の内外で考えられている。そして学術雑誌等の著作権の譲渡ないし委任を受けている学協会は、管理する著作権を集中的権利処理機構に集約することによって、その設立に協力するとともに、学術関係著作者の意思を、機構の運営に反映させることにおいて、役割を期待されている。



『カツオ・マグロ漁業の問題点と将来の展望』正誤表

P 2 4	上から1行目	1986年	1985年
	下から10行目	500ラントに	500ラント, 1986年に 2,500ラントに
	下から2行目	上下船	乗下船
P 2 7	下から12行目(2ヶ所)	機 械	機 材
P 2 9	上から1, 2及び9行目	機 械	機 材
P 3 0	上から4行目	70,000円/年	70,000,000円/年
P 3 1	上から13行目	2万円/隻/年	25万円/隻/航海
	上から14行目	55万円/隻/年	55万円/隻/航海
	上から15行目	10隻分, 3隻分	10航海分, 3航海分

「塩祝申(しおえも)そう」へのお誘い

中 村 史 也

22隻の減船が予定されている遠洋カツオ一本釣漁業は、操業を継続する最小規模と云われる60隻体制によって、背水の陣で生残りを図ろうとしている。

4月29日からのゴールデンウィークに幕を上げ、5月8日まで新宿(西口)のスペース107で公演される「塩祝申そう」は、枕崎のカツオ船主宅が舞台になっている。上演するのは、前回公演で日本経済新聞に「名の通った新劇団が失った失いつつある新劇のよりどころのようなものを、ここでは確かに見ることが出来る」と評された、小劇団ながら地道に力強い活動を続けている“ぐるーぶえいと”である。

劇団創立15周年記念公演でもある「塩祝申そう」の原作は枕崎出身の新進作家川崎照代、演出は文学座の藤原新平が力を入れて取組んでいる。枕崎市、全漁連、日鯉連などの協力・協賛も得て稽古にも熱が入り、順調な仕上がりを見せている。

高度経済成長の最中68年頃、乗組員の窮状を見兼ねて「月給制」導入(大仲制廃止)に踏切る事を巡る様々な問題、人間の触れ合いを描いた「塩祝申そう」(1部)と7年を経過して、オイルショック以降の困難な環境を、漁船

の大型化で乗切ろうとするが、新興勢力の台頭・経営不振・倒産その煽り、老漁労長の下船などを織込みながら展開する「鯉群」(2部)から構成される4時間半の大作である。

床の間・船の額・新船祝いの品々を始め昔ながらの船主の家がリアルに作られ、そこを切り回す母・娘そして孫などの女性達が大きな役割を果たす。ここその場面での親方の決断と行道を見詰める如き後姿が語る物に、多くの共感を集めるだろう。

元旦の深夜から子供達が町の中を「塩祝申そう」と叫びながら、塩を売って祝儀を貰う風習を効果的に使いながら、漁業の厳しい現実と逞しく生きる姿を、水産関係者はもとより、一般の人々にも観て貰う良い機会となるだろう。

連絡先 農村経済研究所 中村史也
TEL 03-407-2472

学会短信 №53

1988. 2

事務局

〒108 東京都港区港南4-5-7

東京水産大学内

電 話 03(471)1251